

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年5月10日

つくば市長 市原 健一

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年4月13日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成24年2月4日 午後1時頃

2 事故発生の場所

つくば市館野354番地1

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

消防自動車は相手方敷地内で方向転換しようとした際、停車していた相手方車両と接触し、相手方車両の前部を破損させた。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金51,744円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。